

計画主体名	鹿児島県東串良町		
計画期間 実施期間	平成 27 年度～平成 29 年度 平成 27 年度	総事業費（交付金）	4,182 千円（2,300 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化計画の目標は、担い手や認定農業者等の地域農業の中心となる経営体が意欲をもって定住できる環境を整えることにより、農業経営の安定、地域の活性化を図るものであり、定住化を及び事業活性化計画の目標は、定住等の促進に資する基盤整備の円滑化であり、農用地等集団化事業により、基盤整備事業を円滑に実施し、農業の振興及び地区全体の活性化を図るものであるため、法及び国の基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	東串良町総合振興計画及び東串良町農業振興地域整備計画に記載されており、整合が図られた計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	女性を含めた地域の代表者をもって構成された組織において、基盤整備事業導入が計画されていることの説明を行っている。また、事業導入に向けた仮同意書も提出されており、地域の合意形成を基にした計画である。
事業の推進体制は確立されているか	○	地域の農業者や土地所有者で準備委員会を発足させ仮同意等の合意形成を図っており、町としても平成 29 年度の経営体育成基盤整備事業採択に向け、説明会を開催する等、地域と一体となり事業の推進を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	基盤整備事業により営農条件が改善されることで農業経営の安定、地域の活性化を図るとともに、担い手や認定農業者等の地域の中心経営体が意欲をもって定住できる環境を整え、水田農業の活性化を図り、地域住民の定住化を促進することを目標に、農地整備事業の円滑な着手に要する農用地等集団化を実施するため、整合性が確保されている。

計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は3年(H27～H29)で、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に示された期間(3～5年)以内であり、実施期間は1年(H27)で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱の規定に基づき活性化計画期間内の3年以内であり、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領第2の別表に基づき、交付限度額(総事業費の5.5/10)の範囲内である。 交付要望額 2,300千円 ≤ 総事業費 4,182千円 × 55% = 2,300千円(千円未満切り捨て)

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業である。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	—	該当なし。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により適切に算定している。

第 106 号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3の規定により、投資効率を1.0とみなして算定している。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は、農用地等集団化事業であり、事業実施主体は東串良町である。また、受益面積は、要件のおおむね5haを超える85haであり、集団化率については、60.6%を予定しており、要件の40%以上の集団化率を達成できる見込みであり、実施要綱等に定める要件等を満たしている。 $\text{集団化率} = (p-q) / (p-n)$ p=206: 従前の団地数(現在の概数) q=140: 後の団地数(整備後: 予定30a区画) n=97: 地区内の耕作者数(耕作予定者)
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は、東串良町であり、個人に対する交付はなく、また、本事業は農用地の集団化等により、将来の区画整理に資するためのものであり、本事業目的以外の使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	県で使用している積算基準に基づき積算しており、過大な積算となっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	事業メニューの農用地等集団化の業務内容における必須業務のみを選択しており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成 19 年8月1日付け 19 企第 102 号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成 17 年4月1日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知) I の第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり 29 万円以内かつ延べ床面積 1,500 ㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	財政担当と協議済みであり、平成 27 年 3 月に当初予算案を東串良町議会に上程予定。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	東串良町契約規則に準拠し、適正な入札方式を採用する。具体的には、農用地等集団化が、換地計画を策定するための基準を作成するものであり、今後予定している経営体育成基盤整備事業も含めて、土地改良事業の実施にあたっては、地域の実情にも精通している必要があるため、一般競争入札には付さず、地元のニーズに精通した公益法人と随意契約とする予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし。

収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費に按分等が適正に行われているか	—	該当なし。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	○	重複申請はない。

注 1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。